

## 小笠原村民利用商品券事業取扱店募集要項

7 小笠原産第 943 号  
令和 7 年 9 月 26 日

### 1 事業目的

エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響等を受けた村内事業所に対する支援と村民の経済的負担軽減と消費喚起を促し、地域経済の活性化に資することを目的として小笠原村民利用商品券事業を実施し、小笠原村民みんなのクーポン券（2025）（以下、「商品券」という。）を発行します。

### 2 発行者 小笠原村

### 3 事業概要

- (1) 商品券名称 小笠原村民みんなのクーポン券（2025）
- (2) 対象者 令和 7 年 1 月 1 日現在において小笠原村に住民登録のある者
- (3) 発行券種 1,000 円券 × 8 枚綴り  
(内訳 取扱店共通券 8 枚)
- (4) 交付枚数 対象者 1 人あたり 1 綴り（8,000 円）
- (5) 有効期間 令和 7 年 11 月 1 日（土）～令和 8 年 2 月 28 日（土）
- (6) 交付方法 対象者の住民票登録地へ簡易書留により交付

### 4 商品券取扱店登録申込方法

- (1) 登録資格 村内に店舗、事業所を有するもの  
※詳細は「8 取扱店の参加資格」をご確認ください。
- (2) 申込方法 この「募集要項」に同意のうえ、「取扱事業者登録申込書」に必要事項を記入・押印し、「口座振替依頼書」と併せて、小笠原村産業観光課または小笠原村母島支所にご持参いただくか、産業観光課代表アドレス（[sankan@vill.ogasawara.tokyo.jp](mailto:sankan@vill.ogasawara.tokyo.jp)）宛メールにてご提出ください。  
申込書および口座振替依頼書は、小笠原村ホームページからダウンロードできるほか小笠原村産業観光課および母島支所で配布します。

- (3) 登録料 無料

- (4) 取扱店の周知 10 月 10 日までに登録申込のあった取扱店については、対象者へ商品券配布の際に、取扱店リストを同封します。以降に登録申込をされた取扱店は、小笠原村ホームページで順次掲載します。

## 5 挿金について

- (1) 握金方法 使用された商品券と挿金請求書を提出して挿金を申し出てください。指定の口座振替依頼書に記載した口座に振込とします。
- ① 毎月 15 日締め後、当月末日振込み
  - ② 每月末日締め後、翌月 15 日頃振込み
- (2) 握金請求場所 小笠原村財政課または母島支所  
(商品券の裏面に必ず店名を記入してください。ゴム印可)
- (3) 握金請求期限 令和 8 年 3 月 31 日（火）  
※期限を過ぎると無効になります。必ず期限内に挿金請求をお願いします。

## 6 商品券の利用対象にならない取引

- (1) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (2) たばこ事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (3) 土地・家屋購入、家賃・地代等の不動産や資産性の高いものに関わる支払い
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ・有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、乗船券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等の換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- (6) 国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) その他、各取扱店が指定するもの

## 7 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券と現金を交換することはできません。
- (3) 商品券額面に満たない利用では、釣銭は支払いできません。
- (4) 有効期間を過ぎた商品券は使用できません。
- (5) 商品券の紛失及び盗難に対し、使用できません。

## 8 取扱店の参加資格

小笠原村内に店舗、事業所を有する事業者、または次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なつ

ている事業者

- (3) 上記（6商品券の利用対象にならない取引）に記載の商品等のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 9 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、指定のステッカーまたはマグネットステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認してください。偽造防止対策の処理がない、色合いが明らかに異なるなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに小笠原村産業観光課まで報告してください。
- (3) 受け取った商品券は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、偽造等のため換金不能の商品券、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (6) 小笠原村が本事業に関する調査・アンケート等を行うときにはご協力ください。
- (7) 小笠原村暴力団排除条例（平成25年3月18日条例第3号）を遵守してください。
- (8) 取扱店の登録事項を変更、又は登録を廃止するときは、速やかに小笠原村産業観光課に届け出てください。
- (9) 募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取消す場合があります。違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

## 10 その他

募集要項に記載されていない事項は小笠原村産業観光課（電話04998-2-3114）へお問い合わせください